



独立行政法人 国際協力機構

第57回国際協力機構債券

年限 10年 利率 年 **0.130%** (税引後 年**0.103%**※)

※税引後の利率は源泉徴収税率20.315%を基準に算出しており、小数点以下第3位未満を切り捨てています。

JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド



写真提供: JICA

申込要項	年 限	10年
	販 売 価 格	額面100円につき金100円
	お申し込み単位	1万円単位
	受 付 期 間	2020年12月10日～2020年12月23日
	払 込 日	2020年12月25日
	利 払 日	毎年6月20日及び12月20日／年2回
	償 還 日	2030年12月20日
	格 付	AA+ (R&I)、A+ (S&P)

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の価格は金利変動等に対応して上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- ご注文を頂いても、完売により購入いただけない場合があります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、裏面の取扱金融商品取引業者にてお渡しする「契約締結前交付書面」をよくお読み下さい。
- 独立行政法人国際協力機構のHPIにて、債券内容説明書をご確認いただけます。
<https://www.jica.go.jp/investor/index.html>
- 各金融商品取引業者によって販売対応が異なる場合がございますので、詳細は裏面の取扱金融商品取引業者にお問い合わせください。

国際協力機構(JICA)とは

日本政府の政府開発援助(ODA)の一元的な実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています

二 国 間 助

技術協力

日本の技術・知識・経験を活かし、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行います

有償資金協力

- ・ 円借款: 低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で、開発途上国に必要な資金を貸し付け、途上国の発展への取り組みを支援します
- ・ 海外投融資: 開発途上国の民間セクターが行う開発効果の高い事業に直接資金を提供し、開発途上国の経済活性化等を支援します

無償資金協力 (注)

開発途上国などに返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を提供します

政府開発援助 (ODA)

多 国 間 援 助

国際機関へ出資・拠出等

(注) 外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除く

JICAの主要3事業

- 国際協力機構債券(JICA債)にて調達された資金は、開発途上国が持続可能な開発目標(SDGs)に取り組むための融資等(有償資金協力事業)に充当されます
- 「JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド」として発行予定の第57回JICA債は、調達した資金を、全有償資金協力事業のうち、①開発途上国における新型コロナウイルスを含む感染症対策支援(保健医療システム、公衆衛生の改善)および②新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた開発途上国の中小企業等向けの金融支援を目的とする事業に充当する予定です
- 本債券の元金金は、JICAの信用力に基づいて支払われるものであり、JICAが行う開発途上国への個別の出融資の結果に直接の影響を受けるものではありません

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「誰一人取り残さない」ことを掲げ、国際社会が2030年までに貧困などを撲滅し、持続可能な開発を実現するための重要な国際目標。17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成されている。

第57回国際協力機構債券資金充当先分野における支援例*

治療体制の強化(バングラデシュ)

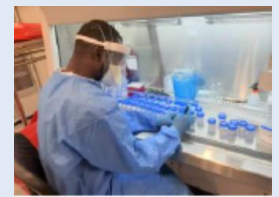
国際水準の医療サービス提供を目的として、日本式病院の新規設立を支援



導入された先端医療機器 写真提供: JICA

感染症検査・研究の強化(ガーナ)

アフリカにおける感染症研究の拠点として野口英世記念医学研究所の設立・人材育成を支援



PCR検査を実施する研究員 写真提供: JICA

*資金充当分野における支援実績の一例です。第57回JICA債の調達資金は、債券発行後に資金支出を予定する事業に充当されます

- **財投機関債:** JICA債は、財政投融資を活用している特殊法人や独立行政法人等が発行する財投機関債に該当し、政府保証は付されていません
- **一般担保付債券:** JICA債は、独立行政法人国際協力機構法第32条6項に基づいた一般担保付債券です。一般担保付債券の購入者は、各発行体の設立根拠法に定めるところにより、発行体の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しています
- **ソーシャルボンド:** JICA債は、ソーシャルボンドの特性に従うものとして、第三者機関よりセカンドオピニオンを取得しています。ソーシャルボンドは、更なるサステナブル投資の発展・普及に向けて、環境問題に加え社会課題の解決を目的とした債券として、国際資本市場協会が定義しています

取扱金融商品取引業者一覧

商号等	登録番号	日本証券業協会	日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	電話番号
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	0120-125-111
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	0120-324-390
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	0120-532-346
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	—	○	○	0120-104-214